

愛媛県東温市産業の導入に関する実施計画書 変更計画の概要（最終計画変更 令和7年3月26日）

① 計画変更までの経緯

本市への立地を希望する企業と農家の余剰労働力の活用の両面を解決し、農業構造の改善と農業と産業の調和ある発展を図るため、平成4年、平成8年、平成30年の3期にわたり、産業の導入に関する実施計画を策定し、牛渕・南野田地区に8.8ha、南方・岸下地区に6.3ha、田窪地区に7.0haの工業団地を整備し、企業立地を進め、現在、全ての区画が操業されている状況にある。

近年の農業従事者の推移は、高度経済成長期以降の兼業化の進行や若年者の他産業への流出によって、農家の高齢化の傾向が顕著になっており、全国的な課題である少子化と合わせると、今後、更なる地方部の衰退が懸念されている。特に若年層においては、より良い雇用を求めて都市部へ移住する傾向がみられ、早急に対策を打たなければ少子高齢化に拍車が掛かることは確実である。

このような中、今後の安定的かつ持続可能な農業振興を図るためには、県都松山市圏内という立地条件を生かし、都市近郊型農業経営を目指した認定農業者の育成をはじめ、ほ場整備事業の推進、農地の流動化による経営規模の拡大等を積極的に展開していくことや、雇用機会の拡大、流通網の高度化、6次産業化を図るための産業の積極的な導入が必要な状況となっている。

一方、本市には総合・専門医療機関が集中し、医療環境が整った街として認知度を高めつつあり、医療関連産業のほか、製造業、運輸業が盛んである。また、本市は人口50万人を超える県都松山市と隣接し、周辺市町と合わせて一体的な生活経済圏を形成しているほか、川内インターチェンジ及び東温スマートインターチェンジによって広域へのアクセスも良好であり、商業施設を呼び込む魅力的な立地条件が整っている。このような環境に加え、温暖少雨な気候である瀬戸内気候に属し、内陸部という地勢的特徴から台風災害や積雪のリスクも少なく、企業立地に関する問い合わせが数多く寄せられているが、現在、適地の空きが無いことから雇用の拡大の機会を逸しているのみならず、人口流出の原因にもなっていると考えられる。

これらのことから、新たな産業の導入を積極的に図るため、令和6年10月4日の計画変更により、松山市中心部から10km圏内に位置し、幹線道路や高速道路網へのアクセスが良好で、県外を含む広域からの集客が期待できる北野田地区（約10.8ha）を新たな産業の導入地区として追加した。

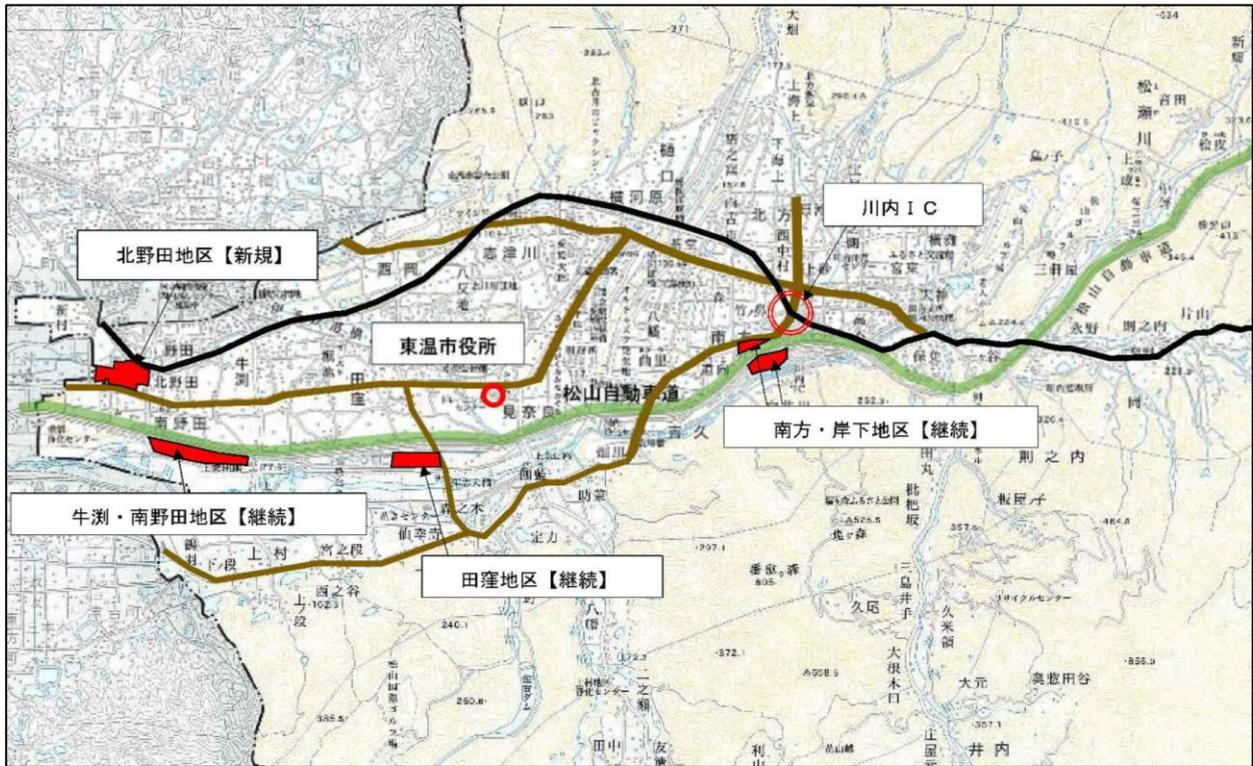
今回の変更では、北野田地区へ導入すべき産業の業種を修正し、より実現性の高い計画とした。

② 計画変更の概要

実施計画の変更による、産業の導入地区は、以下のとおり。

地区名	所在			地番	地目		面積 (施設用地) m ²	備考	
	市町村	大字	字		公簿	現況			
牛渕・南野田	東温市	南野田	若宮	74-2 外 164 筆	宅地 外	宅地 外	115,774 (88,304)	継続	
南方・岸下	東温市	南方	岸下	955-1 外 15 筆	宅地 外	宅地 外	65,586 (62,742)	継続	
田窪	東温市	田窪	前川	610-1 外 37 筆	宅地 外	宅地 外	82,513 (69,761)	継続	
北野田	東温市	北野田	平松	350-2 外 133 筆	田 外	田 外	107,506	変更	
計								371,379	

産業の導入地区位置図



導入すべき産業

地区名	業 種		
	大分類	中分類	小分類
牛湫・南野田 (継続)	E 製造業	09 食料品製造業	099 その他の食料品製造業
		24 金属製品製造業	244 建設用・建築用金属製品製造業 (製缶板金業を含む)
		25 はん用機械器具製造業	251 ボイラ・原動機製造業
		27 業務用機械器具製造業	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具製造業
			274 医療用機械器具・医療用品製造業
275 光学機械器具・レンズ製造業			
H 運輸業・郵便業	44 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業	
I 卸売業・小売業	52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業	
南方・岸下 (継続)	E 製造業	09 食料品製造業	091 畜産食料品製造業
	H 運輸業・郵便業	47 倉庫業	471 倉庫業 (冷蔵倉庫業を除く)
	I 卸売業・小売業	52 飲食料品卸売業	522 食料・飲料卸売業
田窪 (継続)	E 製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	143 加工紙製造業
			145 紙製容器製造業
	H 運輸業・郵便業	44 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業
			442 特定貨物自動車運送業
北野田 (新規)	I 卸売業・小売業	52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業
			56 各種商品小売業
		59 機械器具小売業	564 ドラッグストア
			60 その他の小売業
	M 宿泊業・ 飲食サービス業	76 飲食店	605 燃料小売業
761 食堂・レストラン (専門料理店を除く)			
762 専門料理店			
763 そば・うどん店			
			767 喫茶店

継続地区の雇用効果においては、計画目標 925 名に対し、1,520 名と大幅に上回る結果となっているとともに、農業従事者の就業目標 359 名に対し、農業従事者を含む地元雇用が 382 名（令和 5 年度末現在 対目標比 106%）と、整備開始から 25 年以上が経過しているにも関わらず、高い割合で雇用が継続して生み出されている。

なお、北野田地区においては、230 名（うち農業従事者 34 名）の就業を目標に掲げ、円滑な雇用の促進を図るため、必要な支援を行うこととしている。

一方、農業振興策としては、令和 3 年 10 月に「東温市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更し、農業振興の方向として、経営基盤の強化、新規就農者支援、認定農業者支援などを計画的、組織的に推進するとともに、土地利用の効率化を図るため、農地流動化による認定農業者等への集積率を 38%から 50%へと促進し、地域ごとの特色を生かした農業経営への支援を積極的に行うことを掲げている。

また、東温市北野田では、農地中間管理機構関連農地整備事業によりほ場整備を進めており、産業の導入と相まって、農業生産基盤の整備促進に努めているところである。

このように、産業の導入を契機とし、農業基盤の整備において農地の利用集積、経営規模の拡大等を図ることで、生産性の高い農地整備を進め、将来において新たな農業体系への展開が可能な環境整備を行うとともに、就業機会の拡大を図ることで得られる所得の安定により、継続的な農業経営につながるなど、農業の基盤と農家の就業確保という両輪から、農業構造の改善を促進するものである。

よって、ここに、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和 46 年法律第 112 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県東温市産業の導入に関する実施計画を変更し、自然環境、生活環境との調和を図りながら、農業と産業の均衡ある発展を目指すものとする。

この実施計画の計画期間は、令和 6 年度から 5 ケ年計画とし、令和 10 年度までに産業の導入目標を達成するものとする。